

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第611号 この資料は全部お読みいただいて2分30秒です。

今回のテーマ： インボイス制度の導入と影響

2021年10月1日より、来たるインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録申請手続きが開始されています。

消費税の計算

消費税の計算は、仮受消費税額から仮払消費税額のうち課税売上割合などを考慮した一定額を差引き(仕入税額控除といいます)、年間納付税額を求めます。この仕入税額控除の計算につき、現在は帳簿に記載される金額に依拠する帳簿方式を採用していますが、インボイス制度は、適格請求書(インボイス)の取得を要件とし、インボイス上の記載金額に基づいて仮払消費税額の積上計算を行います。

適格請求書と適格請求書発行事業者

インボイス制度が開始される2023年10月1日以降の取引においては、取引の買手は消費税の仕入税額控除の行う上で適格請求書の取得が必須となり、売手は、それに応ずるため従来型の請求書ではなく適格請求書をもって買手に交付すること、また、その適格請求書を交付するために適格請求書発行事業者の登録申請も併せて行うことが必要になります。

この適格請求書の記載内容として、従来型の請求書内容に加え「適格請求発行事業者の名称・登録番号」「交付を受ける事業者の名称」などの明記が必要となります。また、買手において取引相手が適格請求書発行事業者であるかを確認するなどのためのものとして、国税庁内のウェブサイト上で「適格請求書発行事業者公表サイト」が設置されています。

インボイス制度の導入後

インボイス制度は、EU圏を始めとした海外諸国の付加価値税制度において既に採用されています。例えばフランスでは標準税率20%に対し、軽減税率は対象によって10%、5.5%、2.1%の複数税率となっています。この複数税率を採用する前提では、課税仕入に対する税率をインボイスによって把握し、税率ごとの積上げ計算を行うインボイス制度がマッチするものと考えられており、日本でもインボイス制度の導入以降に、軽減税率の多段階化が容易になります。

インボイス制度は、売上1,000万円規模以下の小規模事業者の消費税の納税義務がないことによる益税問題を解消することになります。また、インボイス制度による厳格な適格請求書は、売上金額の捕捉が向上するなど、課税の適正化が図られるものと考えられます。

他方、インボイス制度上、免税事業者・適格請求書発行事業者でない者からの課税仕入は、仕入税額控除を行うことができないため、このことをもって彼らと取引停止を行った場合、独占禁止法または下請法に抵触する可能性がありますので慎重な対応が求められます。

お見逃しなく！

既に始まっている適格請求書発行事業者の事前登録申請と、適格請求書の記載要件を満たすための請求書のフォーマット改訂と請求書発行システム改修対応が2023年10月1日まで完了することが求められます。今後、適格請求書の交付についてメール・EDIなどの電子取引による処理が加速するものと思われます。その場合の適格請求書の写しの保存方法について、現行は紙面・データどちらも許容されていますが、電子帳簿保存法に基づき、2024年1月1日以降はデータでの保存が義務化されます。